公益財団法人世田谷区保健センター料金規程

昭和 53 年 9 月 5 日

財 世 保 規 程 第 3 号

（目　的）

第１条　公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）が管理する施設を利用させる場合の利用料に関しては、健康保険法・世田谷区との委託契約等別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

一部改正〔昭和 61 年規程第４号〕

（利用料の額）

第２条　施設を利用する者は、別表に定めるところにより、利用料を財団に支払わなければならない。

（利用料の支払い）

第３条　利用料は、別表に定める項目を利用のつどこれを支払わなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、納期を別に定めることができる。

一部改正〔昭和 61 年規程第４号・平成 28 年度 6 号〕

（委　任）

第４条　この規程の施行について必要な事項は理事長が定める。

付　則

この規程は、昭和 53 年 9 月 5 日から施行する。

付　則（昭和 61 年 4 月 21 日規程第 4 号）

この規程は、昭和 61 年 4 月 22 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日より適用する。

附　則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 1 日規程第 8 号）

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 3 月 11 日規程第 4 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 3 月 1 日規程第 7 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 26 年 3 月 4 日規程第 4 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 29 年 3 月 1 日規程第 6 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 31 年 2 月 27 日規程第 6 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和元年 10 月 17 日規程第 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 7 年 3 月 3 日規程第 6 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別　表（第２条）

全部改正［平成 22 年規程 4 号］
一部改正［平成 23 年規程 4 号･23 年 7 号･25 年度 4 号･28 年度 6 号･30 年度 6 号･
令和元年度 2 号･令和7年度 8 号］

項　　目	単　　位	金 額（消費税含む）	備　　考
健康保険法等適用外 自由診療	診療のつど	健康保険法の規定する診療報酬点数表等により算定する	
健康診断（個人･企業）	健診のつど	健康保険法の規定する診療報酬点数表等により算定する	
生活習慣病予防健診 （協会けんぽ健診）	健診のつど	全国健康保険協会で定めた自己負担額等による	
健康診断オプション （麻薬・覚醒剤検査）	１回につき	13,200 円	
麻薬･覚醒剤検査(単独)	１回につき	16,590 円	
企業健診　結果控え	１通につき	770 円	
診断書 （保健センター様式）	１通につき	1,100 円	
診断書　（外部様式）	１通につき	1,650 円	
婦人科材料細胞診検査 （検体）	１部位につき	1,200 円	
子宮同一臓器病理組織 顕微鏡検査（検体）	１臓器につき	6,000 円	
脳ドック（Ａコース）	一式(2 日分)	50,000 円	
		45,000 円	世田谷区産業振興公社福利厚生事業(セラサービス）契約料金
脳ドック（Ｂコース）	一式(1 日分)	38,000 円	
		35,000 円	世田谷区産業振興公社福利厚生事業(セラサービス）契約料金
脳ドックオプション （頸動脈エコー）	１回につき	4,000 円	
動脈硬化検査	１回につき	1,000 円	
		700 円	保健センターが実施する健康教室において測定のみ実施する場合（動脈硬化測定）
体成分分析測定	１回につき	500 円	
骨密度測定	１回につき	1,000 円	
健康教育指導	１回につき	500 円	
マシントレーニング	１回につき	500 円	
歯科ＣＴ撮影	１回につき	11,000 円	

項　　目	単　　位	金 額（消費税含む）	備　　考
歯科ＣＴ撮影・解析	指定部位 １ヶ所につき	13,000 円	
	上顎又は下顎	18,000 円	
	両顎	19,500 円	